| | |
|---|---|
| 第百十八条第二項 | 記録させなければ | 明らかにさせなければ |
| 第百二十二条の二第二項及び第百二十二条の三第二項 | 記録しなければ | 明らかにしなければ |
| 第百二十七条 | 前節（証人尋問） | 前節及び労働審判規則第二十七条の三 |
| 第百二十九条の二 | 口頭弁論若しくは弁論準備手続の期日又は進行協議期日 | 労働審判手続の期日 |
| 第百三十四条 | 第百八条（電子呼出状の記録事項等）の電子呼出状 | 労働審判規則第二十七条の二第一項において読み替えて準用する第百八条第一項の呼出状 |
| | 第二項、第四項及び第五項 | 第二項及び第五項並びに同規則第二十七条の三第一項及び第二項 |
| | 、第百二十一条（傍聴人の退廷）及び | 及び |
| | 、第百二十五条（受命裁判官等の権限）の規定は受命裁判官又は受託裁判官が鑑定人に意見を述べさせる場合について準用する | 準用する |
| 第百三十七条第二項 | 同項の写し | 文書の写し（労働審判規則第九条第四項の規定により提出された証拠書類の写しを除く。） |
| | 証拠説明書 | 証拠説明書（労働審判規則第九条第四項の証拠書類の写しとともに提出されたものを除く。） |
| 第百四十条第三項 | 第九十九条（証拠の申出）第二項 | 労働審判規則第二十七条の二第二項 |
| 第百四十六条第一項 | 裁判所書記官は、法 | 法 |
| | 画像情報を | 原本、謄本又は抄本は、 |
| 第百四十六条第二項 | 、第百四十二条（受命裁判官等の証拠調べの電子調書）の規定は、法第二百二十九条第二項において準用する法第二百十九条（書証の申出）、第二百二十三条第一項及び第二百二十六条 | 準用する |